ACSES ニュースレター_２４２８号（2022 年 12 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇工事現場の不発弾から煙　１人搬送、沖縄・嘉手納町<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・乾燥機内のかす出火原因か　三幸製菓火災、実験で確認<Web 報道>
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3]「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果～MOCAの製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加します～<厚生労働省>
[4] アスベスト（石綿）障害予防
◇「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会から妥当との答申がありました<厚生労働省>
◇「令和３年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します～公表事業場数966事業場、うち新規は715事業場～<厚生労働省>
◇アスベスト（石綿）情報<厚生労働省>
[5]「労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」の答申結果～労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料が値上げされます～<厚生労働省>
[6] セルロースナノファイバーの安全性評価書が公開されました。<産業技術総合研究所>
[7] 任意報告推奨物質の規則の制定<アーティクルマネジメント推進協議会>
[8] 健康安全
◇成人が１日に失う「水分量」は２～４Ｌ…２３か国５６００人調査、熱中症予防に活用も<新聞報道>
◇NZ、紙巻きたばこ消滅へ　法改正、成人後も喫煙不可<Web 報道>
[9] 医薬品
◇国内最高額の薬、論文撤回　厚労省、承認取り消さず<Web 報道>
[10] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
◇農薬抄録及び評価書を更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
[11] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報(化学物質)No.25(2022) <国立医薬品食品衛生研究所>
[12] 温暖化対策関係
◇ＣＯ２排出の賦課金、経産省が２８年度頃の開始検討…石油元売りや化石燃料輸入企業に<新聞報道>
◇EU、国境炭素税導入で大筋合意<Web 報道>
◇早大と東電、脱炭素で連携　共同研究や CO2 排出削減<Web 報道>
◇大ガス、洋上風力の開発を強化　秋田・新潟で、脱炭素加速<Web 報道>
[13] エネルギー問題
◇核融合実験で世界初、エネルギー「純増」に成功…米研究チーム<新聞報道>／核融合で投入以上のエネルギー米研究所、発電実現には時間も<Web 報道>

野路菊（ノジギク）

［14］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　４件
［15］その他省庁発表　　４件
［16］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
［17］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件
［付録］
◇発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 95 号）〈官報〉
◇発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 200 号）〈官報〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇工事現場の不発弾から煙　1 人搬送、沖縄・嘉手納町
＜共同通信　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8685855.html
　13 日午前 9 時 35 分ごろ、沖縄県嘉手納町の工事現場から白い煙が出たと 110 番があった。県警嘉手納署や消防によると、地中の不発弾から煙が漏れた。近くにいた女性が吸い込んで体調不良を訴え、搬送された。
　現場は嘉手納漁港付近の道路で、水道工事中に穴を掘っていた重機の一部が不発弾に当たった。現場監督の当山昌広さん（61）は「火花が散って白煙が上がった後、ばんって音と強烈な臭いがした」と声を震わせた。
　自衛隊が午前 11 時半ごろから撤去に着手した。県警によると、自衛隊からは米国製の迫撃砲弾との説明があった。太平洋戦争末期の沖縄戦で使用されたものかどうかは不明。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・乾燥機内のかす出火原因か　三幸製菓火災、実験で確認
＜共同通信　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.47news.jp/news/8687495.html
　新潟県村上市の三幸製菓荒川工場で 2 月に 6 人が死亡した火災について、総務省消防庁などが再現実験をした結果、乾燥機内に残った菓子のかすが蓄熱により自然発火したことが出火原因だったとみられることが 13 日、消防関係者への取材で分かった。
　また、火が天井にある断熱材に燃え移り、延焼していったことも再現実験で判明。被害が大きくなった一因とみられる。消防関係者によると、こうした内容について、消防庁は近く中間報告書をまとめる。本年度内に最終報告書も完成を目指す方針という。
****

［2］***［特集］新型コロナウイルス感染症***

［状況］

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年12月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29817.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年12月14日版）
＜厚生労働省　2022年12月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29811.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html
・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの説明書の一部と令和４年秋開始接種のお知らせが更新されました。
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html
・新型コロナワクチンの新しい情報欄を更新しました。
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html
・モデルナ社の新型コロナワクチンによる追加接種対象年齢が拡大されました。
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_autumn2022.html
・モデルナ社のオミクロン株対応２価ワクチンに関する情報を更新しました
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_moderna_bivalent.html
・新型コロナワクチン３回目接種についての情報を更新しました。
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html
・モデルナ社の新型コロナワクチンに関する情報を更新しました
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_moderna.html

・公費負担、見直し向け議論　コロナワクチン、来年４月以降―厚労省
＜時事ドットコム　2022年12月14日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022121301038&g=soc

来年３月まで公費負担となっている新型コロナウイルスのワクチン接種について、厚生労働省の専門部会は１３日、公費負担の見直しを含めた４月以降の接種方針について議論を開始した。ワクチンの有効性や海外の状況などを踏まえ、１月以降に開催する専門部会で本格的な検討を進める。

この日の専門部会では、今後もワクチン接種が必要となる対象者を明確にした上で議論を進めることを確認。国立感染症研究所が収集したワクチン効果の持続期間に関するデータを基に、来年度も続けるか、接種計画を検討するとした。

一方、委員からは「ウイルスは不確定の要素が多い。どういった対応が望ましいかはすぐに結論は出ない」「今後の流行の見通しが立たない中、接種計画を決めるのは不可能」とする意見が上がった。接種の準備などを担う自治体への配慮を求める声も寄せられた。

新型コロナワクチンは、感染症のまん延防止措置のため緊急に行う予防接種法上の「臨時接種」に位置付けられている。昨年２月に始まり、来年３月まで公費負担となっている。

同法では、公的な助成がある「定期接種」の枠組みがある。インフルエンザワクチンは希望者が自己負担で受ける「任意接種」だが、６５歳以上の高齢者などは定期接種の対象となる。

オミクロン株が主流となってからは感染者の死亡率は低下しており、同株対応ワクチンの接種率も伸び悩んでいる。発熱などの副反応がある新型コロナワクチンを有料にするとより接種率が下がる可能性が高く、専門部会は慎重に検討する考えだ。

・従来ワクチンの予防効果低く　「BQ・1」に、3 回接種後も
＜共同通信　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8685992.html
日本で置き換わりが進む新型コロナウイルスのオミクロン株派生型「BQ・1」に対し、流行初期のウイルスに対応した従来ワクチンは予防効果が低い恐れがあると、東京大医科学研究所などのチームが 13 日、明らかにした。流行した「BA・5」「BA・2」と比べ、3～4 回接種後の免疫の反応性が大幅に低下していた。
オミクロン株対応ワクチンの効果を調べた結果ではない。河岡義裕特任教授（ウイルス学）は「オミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが大切だ」と話している。
チームは、米ファイザーか米モデルナのワクチンを接種した人の血液で、感染を防ぐ効果を調べた。

・医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口
＜厚生労働省　2022年12月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html
発熱外来や、新型コロナウイルス感染症の患者の診療を行っている医療機関及びこれらからの処方せんを受け付けている薬局が解熱鎮痛剤等※をどうしても購入できないなどのケースに対応するため、相談窓口を開設しました。
本相談窓口の対象となる「医療機関・薬局」は次のとおりです
発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関やこれら医療機関の処方せんを受け付けている薬局において、解熱鎮痛薬等※の在庫が少なく、平時に取引のある卸売業者に連絡しても入手が困難であり、業務に支障を来たすとともに患者に迷惑を掛けてしまうおそれがある医療機関・薬局
※解熱鎮痛薬、鎮咳薬、トラネキサム酸
ご相談の方法
○　ご相談は電子メールにて受付します。
○　相談フォーマット（Excel）に必要事項を入力の上、antei-kyokyu@mhlw.go.jpあてに送信して下さい。
○　入力いただいた内容に関して、厚生労働省担当職員から確認させていただく場合がございますので、医療機関・薬局におかれましては、連絡先をお忘れなく入力下さい。
具体的な流れ

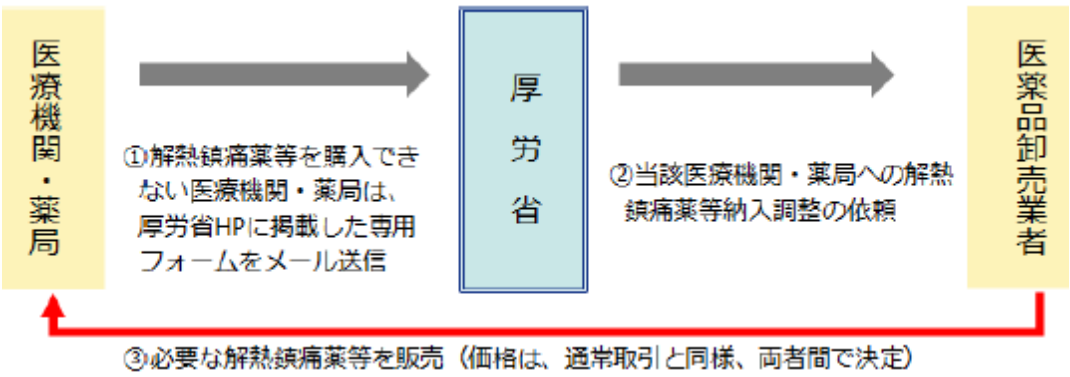

事務連絡（令和４年12月14日付医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）
○　医療用解熱鎮痛薬の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼（都道府県等自治体あて）
○　医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（協力依頼）（卸売業界あて）
○　医療用解熱鎮痛薬の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼（公益社団法人日本医師会等あて）

・機内でマスク拒否の元大学職員に有罪判決…客室乗務員に暴行・緊急着陸で運航妨害
＜読売新聞　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221214-OYT1T50117/

航空機内でマスクの着用拒否を巡ってトラブルとなり、客室乗務員に暴行し、航空機を緊急着陸させたとして、威力業務妨害や傷害などの罪に問われた元大学職員の男性被告（３６）に対し、大阪地裁は１４日、懲役２年、執行猶予４年（求刑・懲役４年）の有罪判決を言い渡した。

判決によると、被告は２０２０年９月、釧路空港発関西空港行きのピーチ・アビエーション機で、マスクの着用を拒否。他の乗客とトラブルになり、乗務員の腕をつかんだほか、新潟空港に緊急着陸させて業務を妨害するなどした。

被告は「暴行はしておらず、マスクをしないことへの差別だ」と無罪を主張したが、大寄淳裁判長は乗務員らの証言から被告が大声で威圧し、暴行したと認定。一方で、「負傷したか合理的な疑いがある」として傷害罪ではなく暴行罪にとどまると判断した。マスク着用の是非については言及しなかった。

その上で、「自分の考えを押し通そうとした犯行だが、暴行の程度は重くはなく、緊急着陸の高度な必要性があったとはいえない」として執行猶予にした。

被告はこの日の公判でマスクを着用しなかった。判決の言い渡し後、大寄裁判長に向かって「まるで中世の魔女狩り裁判のような判決。私は 冤罪（えんざい）だ」などと大声で発言した。

****

[3] 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果

～MOCAの製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加します～

＜厚生労働省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29799.html

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問）に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和５年１月中旬の施行に向け、速やかに政省令の改正作業を進めます。

【改正のポイント（別添３参照）】

【改正の趣旨】

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法第67条に基づき、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、無償で健康診断を実施する制度です。

このたび、健康管理手帳の交付対象業務に、３・３’―ジクロロ―４・４’―ジアミノジフェニルメタン（MOCA）の製造・取扱業務を追加等するものです。

【改正の内容】

・健康管理手帳の交付対象業務に、MOCAの製造・取扱業務を追加

・健康管理手帳の交付対象要件を、MOCAの製造・取扱業務に２年以上従事した経験を有することとするもの

【別添１】諮問文　https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001023792.pdf

【別添２】答申文　https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001024220.pdf

【別添３】健康管理手帳の交付対象業務へMOCAを追加する改正概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001023793.pdf

****

[4] *アスベスト（石綿）障害予防*

◇「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会から妥当との答申がありました

＜厚生労働省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29733.html

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会に対し、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研

究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

本省令改正案は、工作物の解体または改修の作業における石綿ばく露防止対策を強化するため、石綿等の使用の有無等の事前調査について、一部の場合を除き、必要な知識を有する者に実施させることを事業者に義務付けるものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、省令の改正作業を進めます。

【省令改正案のポイント（別添３参照）】

１．事業者は、工作物の解体等の作業に係る石綿の使用の有無の事前調査について、記録の確認等による調査を行う場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として　厚生労働大臣が定めるもの※１に行わせなければならないものとすること。

ただし、特定工作物※２以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※３の除去等の作業に係るものに限るものとすること。

※１　一定の講習の修了等、資格者の要件は、厚生労働大臣告示で定めます。

※２　石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物

※３　塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）

２．事業者は、工作物に係る事前調査を行ったときは、（１）に掲げる事項を記録し、当該記録及び（２）に掲げる書類の写しを三年間保存するものとすること。

（１）　事前調査を行った者の氏名

（２）　１の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が１の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

３．その他所要の改正を行うこと。

４．施行日：令和８年１月１日

別添１　諮問文　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001024195.pdf

別添２　答申文　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001024187.pdf

別添３　石綿障害予防規則の一部を改正する省令案概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001024158.pdf

◇「令和３年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

～公表事業場数966事業場、うち新規は715事業場～

＜厚生労働省　2022年12月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29513.html

厚生労働省では、このたび、令和３年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者※１が所属していた事業場の名称、所在地、作業状況などの情報※２を取りまとめましたので、公表します（名称などの詳細は添付資料１参照）。

この公表は、以下の３点を目的に行うものです。

（１）公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。

（２）公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。

（３）関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する。

今回公表する情報に関する問い合わせや、労災補償制度などの相談については、特別電話相談窓口を設置します(下記参照)。また、都道府県労働局と労働基準監督署※３では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています（詳細は添付資料３参照）。

【石綿ばく露作業による労災認定等事業場】

966事業場　（うち新規公表715事業場）

建設業以外の事業場　（第１表）　363事業場　（うち新規公表188事業場）
建設業の事業場　　（第２表）　603事業場　（うち新規公表527事業場）
＊ 平成17年７月の第１回公表以来、今回の令和３年度分で、延べ17,000事業場を公表しました。

【特別電話相談窓口】

日時　　：12月15日(木)、16日(金)　午前10時～午後５時
電話番号：03(3595)3402

※１ 石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※２ 公表する情報
①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名
②事業場名
③事業場所在地
④石綿ばく露作業状況
⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数
⑥石綿取扱い期間
⑦現在の石綿取扱い状況
⑧特記事項
⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計

※３ 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

■添付資料
（添付資料１）令和３年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001019173.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第１表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001019174.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第１表）（Excel）
（添付資料１）公表事業場一覧表（第２表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001023833.pdf
（添付資料１）公表事業場一覧表（第２表）（Excel）
（添付資料２）（参考）令和３年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場（船舶所有者）一覧表　https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001019178.pdf
（添付資料３）健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内
https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001019179.pdf

◇アスベスト（石綿）情報
＜厚生労働省　2022年12月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html
「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/index.html

****

[5] 「労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」の答申結果
～労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料が値上げされます～
＜厚生労働省　2022年12月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29692.html
厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問）に対し、「労働

安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和５年４月１日の施行に向け、速やかに政令の改正作業を進めます。

【政令改正案のポイント（別添３参照）】

【労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料】

・令和５年４月１日以降に受験申請の受付が開始される試験

学科試験	8,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	14,000円
移動式クレーン運転士	14,000円
揚貨装置運転士	14,000円
普通ボイラー溶接士	24,000円
特別ボイラー溶接士	28,000円

【ご参考】現行手数料

学科試験	6,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	11,100円
移動式クレーン運転士	11,100円
揚貨装置運転士	11,100円
普通ボイラー溶接士	18,900円
特別ボイラー溶接士	21,800円

****

[6] <u>セルロースナノファイバーの安全性評価書が公開されました。</u>

＜産業技術総合研究所(AIST)　2022年12月5日＞　https://riss.aist.go.jp/results-and-dissemin/2406/

植物素材であるセルロースナノファイバー（CNF）は軽量、高強度、高弾性、低熱膨張率、透明性という特長を有する高性能素材です。また、大気中の二酸化炭素を吸収・固定した木材などが原料であることから、カーボンリサイクルの一端を担う素材としても期待されています。一方、新しい材料が社会で使われていくためには、安全性の確認が重要です。安全性に関する情報がないことで、風評被害や他の材料との競争で不利になる可能性があります。特にナノ材料については、市場化にあたって安全性の確認を求める国際的な流れがあります。

このような背景の下、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）委託事業「非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発／木質系バイオマスから化学品までの一貫製造プロセスの開発／CNF 安全性評価手法の開発」（2017～2019 年度）および「炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発／CNF 利用技術の開発／多様な製品用途に対応した有害性評価手法の開発と安全性評価」（2020～2024 年度予定）において、CNF の安全性評価に取り組んできました。

本書は、CNF の開発と普及を支援することを目的に、CNF の安全性情報について、既存論文の情報を整理すると共に、産総研が取り組んできたこれまでの成果や取り組み状況をとりまとめたものです。

CNF の自主安全管理や用途開発の参考としてご活用いただければ幸いです。

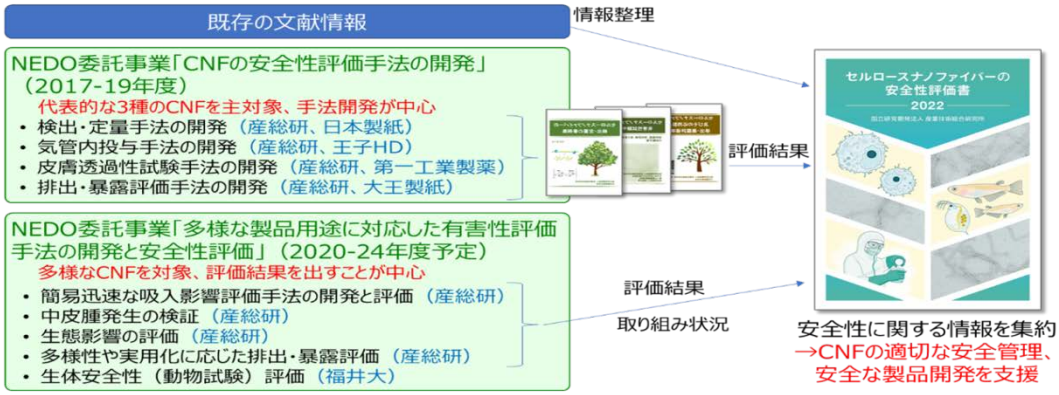

****

[7] <u>任意報告推奨物質の規則の制定</u>

＜アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)　2022 年 12 月 6 日＞

https://chemsherpa.net/news/declarable/?p=3340

chemSHERPA における含有化学物質情報伝達において、管理対象物質以外に管理対象基準の草案段階の物質であって、JAMP 会員からの申請に基づき JAMP で調査必要と指定した物質は、任意調査として chemSHERPA の書式で情報を伝達できるように、「chemSHERPA 任意報告推奨物質の選定と調査に関する規則」を定めました。

今後、対象物質が指定されましたら Web 等にてお知らせしますので、BtoB の調査依頼に対してご協力をよろしくお願いいたします。

１．任意報告推奨物質とは

chemSHERPA 管理対象基準のうち法規制に掛かる基準において（現在 LR01 から LR09)、その草案段階の化学物質が当該基準に追加される以前に、サプライチェーン上の必要な範囲で含有情報の調査を任意で行うことが推奨される化学物質として、JAMP 会員からの申請に基づき JAMP が選定したものです。

２．調査方法

対象物質が指定されましたら、調査は BtoB の調査依頼に基づいて必要な範囲で、chemSHERPA の定期更新（約 2 回/年）の調査時期に合わせ任意で行います。また、その調査は、所定の書式（chemSHERPA-CI、chemSHERPA-AI）を用いて実施します。　調査期限は原則 1 年とし、6 か月ごとに見直します。

****

[8] <u>*健康安全*</u>

<u>◇成人が１日に失う「水分量」は２～４Ｌ…２３か国５６００人調査、熱中症予防に活用も</u>

＜読売新聞　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20221213-OYT1T50145/

成人は１日平均約２～４リットルの水を尿や汗などとして排出していることが世界２３か国約５６００人の調査でわかったと、国立研究開発法人「医薬基盤・健康・栄養研究所」（大阪府）などの国際研究チームが発表した。気温や活動量に応じて失われる水分量の予測手法も開発。熱中症などの予防に役立つ可能性があるという。論文が科学誌サイエンスに掲載された。

同研究所の山田陽介・運動ガイドライン研究室長らは海外の研究機関と共同で、国内外の男女５６０４人（０～９６歳）の水分排出量を解析。２０～３５歳の男性で１日平均４・２リットル、３０～６０歳の女性で同３・３リットルが失われることを突き止めた。

こうしたデータをもとに、性別や年齢、体重、活動量、気温などの９要素に係数をかけるなどして１日に失う量を計算する式を作った。山田室長によると、様々な環境下での脱水や熱中症を防いだり、災害時に必要な飲料水の量を正確に算出したりといった活用が期待されるという。

佐々木敏・東京大教授（栄養疫学）の話　「人が必要とする水の量はほとんど分かっていなかったため、世界のデータを用いて算出したことに価値がある。ただ、個人の排出量をより正確に求めるには、さらなるデータの蓄積が求められる」

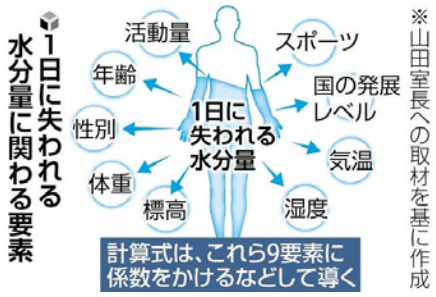

◇NZ、紙巻きたばこ消滅へ　法改正、成人後も喫煙不可

＜共同通信　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8685471.html

ニュージーランド議会は 13 日、2009 年以降に生まれた子どもが生涯にわたり、紙巻きたばこを吸えなくするための法改正案を賛成多数で可決した。近く成立する。現在の子どもは、従来は喫煙が可能だった 18 歳になってもたばこが吸えなくなる。加熱式たばこや電子たばこは一定の規制の下で当面は容認する。

合法的に喫煙できる世代が次第に寿命を迎え減少し、やがてニュージーランドが「たばこのない国」になると見込む。こうした試みは、米国やフィリピンの一部自治体で行われた例があるが、国家レベルでは初めて。

****

[9] ***医薬品等***

◇国内最高額の薬、論文撤回　厚労省、承認取り消さず

＜共同通信　2022 年 12 月 12 日＞　https://www.47news.jp/news/8681996.html

薬価が 1 億円を超え国内最高額となっている脊髄性筋萎縮症の遺伝子治療薬「ゾルゲンスマ」を巡り、厚生労働省は 12 日、承認の審査に使われた論文に誤りがあり撤回されたと専門部会に報告した。有効性や安全性は臨床試験で確認されており、承認は取り消さない。

厚労省によると、有効成分をマウスに注射する実験で、2010 年の論文では「250 日超生存したのは 6 匹」とされていたが、実際には 1 匹だった。開発元のノバルティス社が著者に撤回を促し、著者と論文を掲載した学術誌が協議。学術誌の判断で、今年 10 月 6 日付で撤回された。

****

[10] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 12 月 9 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 12 月 9 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/

****

[11] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報(化学物質)No.25(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 12 月 8 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202225c.pdf

○別添　→ http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202225ca.pdf

****

[12] ***温暖化対策関係***

◇ＣＯ２排出の賦課金、経産省が２８年度頃の開始検討…石油元売りや化石燃料輸入企業に

＜読売新聞　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20221213-OYT1T50213/

二酸化炭素（ＣＯ２）の排出量に応じて企業がコストを負担する「カーボンプライシング（ＣＰ)」について、経済産業省が石油元売り会社や商社など化石燃料を輸入する企業を対象に、２０２８年度頃から賦課金として一定の負担を求めることを検討していることがわかった。

経産省が１４日に開く有識者会議で原案を示す。会議の議論を踏まえ、政府が月内に開く「ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）実行会議」へ報告する予定だ。

ＣＰは、政府が新たに発行する国債「ＧＸ経済移行債（仮称）」の償還財源として活用する。賦課金制度と、排出量が多い企業への排出量取引制度を組み合わせることを想定している。

原案では、排出量取引制度の本格稼働を２６年度頃とし、火力発電を用いる電力会社には３３年度頃に政府が有償で排出枠を割り当てて負担を求める。

賦課金制度では、化石燃料ごとのＣＯ２発生量に応じて課す仕組みとする。企業の負担は徐々に引き上げる計画だ。

政府は、５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするため、１０年間で１５０兆円の官民投資が必要としている。２０兆円規模のＧＸ経済移行債を発行し、民間投資の呼び水とする財政支援を行う方針を打ち出している。

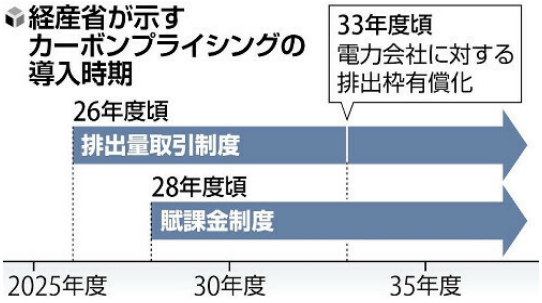

◇EU、国境炭素税導入で大筋合意

＜共同通信　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8687134.html

欧州連合（EU）は 13 日、環境規制の緩い国からの輸入品に事実上の関税を課す「炭素国境調整措置（国境炭素税）」の導入で大筋合意した。世界に先駆けた取り組みとなる。

◇早大と東電、脱炭素で連携　共同研究や CO2 排出削減

＜共同通信　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8686498.html

早稲田大と東京電力ホールディングスは 13 日、脱炭素分野での包括連携協定を締結したと発表した。二酸化炭素（CO2）の排出削減に向け、共同研究や人材交流を進め、早大のキャンパスの脱炭素化を推進する。両社の連携による成果は他の大学や地域にも横展開し、次世代のまちづくりの実現を目指す。

東京都内で記者会見した早大の田中愛治総長は「東京電力と早稲田の総合知を組み合わせることで、新しい社会価値が共創できる」と強調した。東電と連携し、省エネルギーや電力の需要予測などの技術を研究するほか、キャンパスで使う電気を再生可能エネルギー由来にするなどの脱炭素化を進める。

◇大ガス、洋上風力の開発を強化　秋田・新潟で、脱炭素加速

＜共同通信　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8683127.html

大阪ガスの藤原正隆社長（64）は 12 日までに共同通信のインタビューに応じ、洋上風力発電の開発を強化する方針を示した。重点分野の再生可能エネルギー電源に大規模な発電量が見込める洋上風力を加え、電力事業の脱炭素化を一気に加速させる。秋田と新潟の 2 海域で三井物産などと政府による洋上風力の大規模入札第 2 弾への参加を検討しているとみられる。

2 海域は「秋田県男鹿市、潟上市および秋田市沖」と「新潟県村上市および胎内市沖」。発電規模は最大で秋田が 40 万 kw、新潟が 70 万 kw を計画。政府入札は年内にも開始見通し。藤原氏は「洋上風力の分野は知恵の比べあいになる」と述べた。

****

[13] ***エネルギー問題***

◇核融合実験で世界初、エネルギー「純増」に成功…米研究チーム

＜読売新聞　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20221214-OYT1T50111/

米エネルギー省は１３日、ローレンス・リバモア国立研究所のチームが、レーザーを使った核融合実験で、燃料に投入した以上のエネルギーを生み出し、「純増」させることに世界で初めて成功したと発表した。二酸化炭素や高レベル放射性廃棄物を出さない「夢のエネルギー」として期待される核融合炉の実用化に向け、画期的な成果だとしている。

核融合は原子核同士が融合する反応で、核分裂エネルギーを利用する原子力発電とは仕組みが異なる。太陽では水素同士が核融合しているが、人工的に起こすには１億度以上の高温で高圧の状態を保つ必要がある。

チームは５日、同研究所の実験装置「国立点火施設」で、燃料となる重水素と三重水素が入った直径数ミリのカプセルを金属の筒へ入れ、１９２本の強力なレーザーを一斉照射。急加熱により、核融合反応を起こした。

投入したレーザーのエネルギー２・０５メガ・ジュール（メガは１００万）に対し、約１・５倍の３・１５メガ・ジュールが瞬間的に発生した。１倍を超えるのは重要な指標で、同省のジェニファー・グランホルム長官は記者会見で「核融合が、社会へ電力を供給することに近付く一歩だ」と述べた。

ただ、レーザーを出すために３００メガ・ジュールの電力を使っている。実用化には純増の倍率を大幅に上げる必要があり、実用化は数十年先になるとの見通しも会見で示された。

日米欧などがフランスで建設中の国際熱核融合実験炉「 ＩＴＥＲ（イーター）」は今回の実験とは異なる方式を採用している。

大阪大の藤岡慎介教授（プラズマ科学）は「レーザー核融合によってエネルギーを出せる原理が実証された。今後はいかに小さいエネルギーによって、より多くのエネルギーを出せるかの研究が重要だ」と話す。

・核融合で投入以上のエネルギー　米研究所、発電実現には時間も

＜共同通信　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.47news.jp/news/8687476.html

米ローレンス・リバモア国立研究所は 13 日、核融合の実験で燃料の容器に投入した分を上回るエネルギーを得ることに成功したと発表した。資源の量にほぼ制約がない水素の同位体などが燃料で、二酸化炭素（CO2）を排出しない新たな電源になる可能性を示した。

所管するエネルギー省のグランホルム長官は「画期的だ。この成果がさらなる発見につながる」と歓迎した。ただ発電利用にはエネルギーの獲得効率を飛躍的に高める必要がある。相当の技術開発が求められ、実用化はできても数十年後との見方が強い。

核融合は、軽い原子核同士がぶつかって重い原子核ができる現象。

****

[14] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「酸化亜鉛農薬蜜蜂影響評価書（案）」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2022 年 12 月 8 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003598&Mode=0

◇火薬類運送規則の一部改正案に関する意見募集について

＜国土交通省　2022 年 12 月 9 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155220819&Mode=0

◇「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

＜警察庁　2022 年 12 月 9 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120220016&Mode=0

◇危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 9 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/a28283e9398615d27ac8090fcec984167d3ae9fe.pdf

****

[15] *その他省庁発表*

◇発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 95 号）

［官報］ 令和４年 12 月 14 日 号外 第 266 号 19～24 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221214/20221214g00266/20221214g002660019f.html

-----> 末尾［付録］

◇発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 200 号）

［官報］ 令和４年 12 月 14 日 号外 第 266 号 77～78 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221214/20221214g00266/20221214g002660077f.html

-----> 末尾［付録］

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（経済産業省令第 97 号）

［官報］ 令和４年 12 月 14 日 号外 第 266 号 66～67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221214/20221214g00266/20221214g002660066f.html

****

[16] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（第 28 回）の開催について 12 月 21 日

＜環境省 2022 年 12 月 14 日＞ https://www.env.go.jp/press/press_00911.html

（１） 化学物質環境実態調査（令和３年度調査結果等）について

（２） 化学物質の環境リスク初期評価（第 21 次取りまとめ）について

（３） その他

・「第８回 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催します 12月22日

＜厚生労働省 2022年12月14日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29701.html

（１）フリーディスカッション（論点１関係）

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会 指定薬物部会を開催します 12月15日

＜厚生労働省 2022年12月14日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29421.html

・第89回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和4年度第21回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について

12月16日

＜厚生労働省 2022年12月14日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29638.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会） 12 月 16 日

＜厚生労働省 2022 年 12 月 14 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）その他

・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 荷主判断基準ワーキンググループ（第 10 回） 12 月 22 日

＜経済産業省 2022 年 12 月 14 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48736

1. 改正省エネ法を踏まえた荷主制度の対応

・中央教育審議会大学分科会（第 170 回）の開催について 12 月 21 日

＜文部科学省 2022 年 12 月 14 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnxadapioux6ebI

1. 大学振興部会における議論について
2. 教育振興基本計画部会における議論について
3. 大学・高専の機能強化に向けた基金の創設について
4. 教育課程等の特例制度について

・地震火山観測研究計画部会（第 50 回）の開催について　　12 月 21 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnxadapioux6ebJ
1. 次期観測研究計画の検討について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・令和４年度第17回医薬品等安全対策部会安全対策調査会 議事録　　10月25日
＜厚生労働省　2022年12月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29807.html

****

[17] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、熊本県長洲町（野鳥国内 110 例目））
＜環境省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00067.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、静岡県浜松市（野鳥国内 108 例目））
＜環境省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00066.html
・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（陽性確定　福岡県福岡市（飼養鳥国内４例目））
＜環境省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00064.html
・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内32例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2022年12月14日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221214.html
・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内34例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2022年12月14日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221214_1.html
・茨城県かすみがうら市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内4例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022年12月14日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221214_3.html
・宮崎県新富町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内12例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221214_2.html

****

[付録]

◇発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 95 号）

［官報］　令和４年 12 月 14 日　号外　第 266 号　19～24 頁　　*上記［15］関係*
https://kanpou.npb.go.jp/20221214/20221214g00266/20221214g002660019f.html

〇経済産業省令第 95 号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年 12 月 14 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
目次 第一章～第三章　［略］ 第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条－第二十三条の二） 第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条－第二十九条の二） 第六章　燃料電池設備（第三十条－第三十六条の二） 第七章～第十一章　［略］ 附則 （定義） **第二条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　［新設］ 一　「可燃性ガス」とは、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号。以下「コンビ規則」という。）第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。 二　「毒性ガス」とは、コンビ規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。 三　「不活性ガス」とは、コンビ規則第二条第一項第三号に規定する不活性ガスをいう。 （安全弁） **第七条**　［略］　［新設］ ２　安全弁（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。）は、その作動時に当該安全弁から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。　［新設］ （ガスの漏えい対策等） **第七条の二**　ボイラー等及びその附属設備（燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。）には、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。　［新設］ 一　ボイラー等及びその附属設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。 二　ボイラー等及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。 三　ボイラー等及びその附属設備（燃料として水素を使用するものに限る。）を設置する室当該ボイラー等及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。 四　前各号に掲げるもののほか、ボイラー等及びその附属設備に、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。 （ガスタービン等の構造） **第十九条**　［略］ ２・３　［略］ ４　ガスタービン及びその附属設備（液化ガス設備を除く。第二十二条第一項及び第二十二条の二において同じ。）の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。 （過圧防止装置） **第二十二条**　［略］ ２　過圧防止装置（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。）は、その作動時に当該過圧防止装置から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。　［新設］

（ガスの漏えい対策等）

第二十二条の二　ガスタービン及びその附属設備（燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。）には、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。　［新設］

一　ガスタービン及びその附属設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。　［新設］

二　ガスタービン及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げるこ

三　ガスタービン及びその附属設備（燃料として水素を使用するものに限る。）を設置する室は、当該ガスタービン及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四　前各号に掲げるもののほか、ガスタービン及びその附属設備に、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

（離隔距離）

第二十三条の二　ガスタービンに燃料としてアンモニアを供給する容器に係る容器置場は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。［新設］

２　前項の容器置場は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

第五章　内燃機関及びその附属設備

（内燃機関等の構造等）

第二十五条　　［略］

２　［略］

３　内燃機関及びその附属設備（液化ガス設備を除く。第二十八条第一項及び第二十八条の二において同じ。）の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

４　［略］

（過圧防止装置）

第二十八条　　［略］

２　過圧防止装置（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。）は、その作動時に当該過圧防止装置から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。　［新設］

（ガスの漏えい対策等）

第二十八条の二　内燃機関及びその附属設備（燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。）には、当該内燃機関及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。　［新設］

一　内燃機関及びその附属設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該内燃機関及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。

二　内燃機関及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三　内燃機関及びその附属設備（燃料として水素を使用するものに限る。）を設置する室は、当該内燃機関及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四　前各号に掲げるもののほか、内燃機関及びその附属設備に、当該内燃機関及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

（離隔距離）

第二十九条の二　内燃機関に燃料としてアンモニアを供給する容器に係る容器置場は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。［新設］

２　前項の容器置場は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

第六章　燃料電池設備

（安全弁等）

第三十二条　燃料電池設備（液化ガス設備を除く。次項、次条、第三十五条及び第三十六条の二第一項において同じ。）の耐圧部分には、過圧を防止するために適当な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる危害が生じないように施設しなければならない。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル未満のものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置をもってこれに代えることができる。

２　［略］

（ガスの漏えい対策等）

第三十三条　燃料電池設備には、当該設備から燃料ガスが漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。第三十三条燃料ガスを通ずる燃料電池設備には、当該設備からの燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置を講じなければならない。

一　燃料電池設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。［新設］

二　燃料電池設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。［新設］

三　燃料電池設備（燃料として水素を使用するものに限る。）を設置する室は、当該設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。［新設］

四　前各号に掲げるもののほか、燃料電池設備に、当該燃料電池設備から燃料ガスが漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。［新設］

２　［略］

（離隔距離）

第三十六条の二　燃料電池設備に燃料としてアンモニアを供給する容器に係る容器置場は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。［新設］

２　前項の容器置場は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、アンモニアの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

第七章　液化ガス設備

（離隔距離）

第三十七条　液化ガス設備（管及びその附属設備を除く。）は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。ただし、内包する液化ガスが不活性ガスのみである液化ガス設備については、この限りでない。

２　液化ガス設備のうち告示で定めるものは、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有す

るものでなければならない。

３　液化ガス用貯槽の相互間、ガスホルダーの相互間並びに液化ガス用貯槽及びガスホルダーの相互間は、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

（保安区画）

第三十八条　液化ガス用気化器を有する発電所における液化ガス設備は、ガス又は液化ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上適切な区画に区分して設置し、かつ、設備相互の間には保安上必要な距離を有するものでなければならない。

（設備の設置場所）

第三十九条　貯槽に係る防液堤の外面から防災作業のために必要となる距離の内側には、液化がスの漏えい又は火災等の拡大を防止する上で支障のない設備以外の設備を設置してはならない。

２　　［略］

（ガスの漏えい対策等）

第四十三条　液化ガス設備には、当該設備からガス又は液化ガスが漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　液化ガス用燃料設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。　［新設］

二　液化ガス用燃料設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。　［新設］

三　液化ガス用燃料設備（燃料として水素を使用するものに限る。）を設置する室は、当該設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること－

四　前各号に掲げるもののほか、液化ガス設備に、当該液化ガス設備からガス又は液化ガスが漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。　［新設］

（防消火設備）

第四十五条　液化ガス設備（可燃性ガス、可燃性液化ガス、酸素若しくは液化酸素又はコンビ規則第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所において製造された毒性ガス若しくは毒性液化ガスを通ずるものに限る。）には、その規模に応じて適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。

第八章　ガス化炉設備

（離隔距離）

第五十五条　ガス化炉設備（管及びその附属設備を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、その外面と発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）との間に、ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、保安上必要な距離を有するものでなければならない。

２　ガス化炉設備は、その外面から住居の用に供する建築物、学校その他別に告示する物件との間に、ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、別に告示する距離を有するものでなければならない。

（保安区画）

第五十六条　ガス化炉設備は、ガスの漏えい又は火災等による危害を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上適切な区画に区分して設置し、かつ、設備相互の間には保安上必要な距離を有するものでなければならない。

（ガスの漏えい対策）

第六十三条　ガス化炉設備には、当該設備からガスが漏えいした場合の危害を防止するため適切な措置を講じなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。

◇発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 200 号）

［官報］　令和 4 年 12 月 14 日　号外　第 266 号　77～78 頁　　*上記［15］関係*

https://kanpou.npb.go.jp/20221214/20221214g00266/20221214g002660077f.html

○経済産業省告示第 200 号

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項、第三十六条の二第二項、第三十七条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 12 月 14 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　　正　　後
（保安物件） **第二条**　省令第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項、第三十六条の二第二項及び第五十五条第二項の別に告示する物件は、第三項に規定する保安物件とする。　［新設］ ２　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所（以下「特定発電所」という。）に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに隴る。）以外の設備に係る省令第三十七条第二項の別に告示する物件は、次に掲げるもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第一種保安物件」という。）及びこれら以外の建築物であって、住居の用に供するもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第二種保安物件」という。）とする。 一～八　　［略］ ３　特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに隴る。）に係る省令第三十七条第二項の別に告示する物件は、第一種保安物件及び第二種保安物件から保安のための宿直施設を除いたもの（以下「保安物件」という。）とする。 （容器置場に係る離隔距離） **第三条**　省令第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項及び第三十六条の二第二項の別に告示する距離は、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第四十二号八に規定する距離とする。ただし、同号八の表（イ）及び（ロ）に掲げる容器置場については、同号二に規定する障壁を設ける場合に限る。　［新設］ （液化ガス設備に係る離隔距離） **第四条**　省令第三十七条第二項の別に告示する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備については、第一種保安物件に対しては次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第一種保安物件との離隔距離以上、第二種保安物件に対しては同表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種保安物件との離隔距離以上とする。ただし、当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に隴る。）の全部を地盤面下に埋設し又は当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に隴る。）に防火上及

び消火上有効な能力を有する水噴霧装置等を設け、かつ、厚さが十二センチメートル以上、高さがＩ・ハメートル以上の鉄筋コンクリート製又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設ける場合は、それぞれかっこ内の数値まで減ずることができる。

［略］

２　省令第三十七条第二項の別に告示する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）については、次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。

［略］

３・４　［略］

［削る］

（ガス化炉設備に係る離隔距離）

第五条　省令第五十五条第二項の別に告示する距離は、次の表の上欄に掲げるガスのじよ限量及び同表中欄に掲げる処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。

［略］

２　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。

********** 以上 **********